

情報名 台湾の税制改正動向～概要および日本企業への影響

ニュースソース EY税理士法人

ニュースレター

台湾の所得税法の一部改正案が立法院(国会)で可決され、2018年1月1日に遡って施行されることになりました。今回の改正には、法人所得税(営利事業所得税)、未分配利益税、配当に係る源泉所得税等の見直しも含まれており、台湾でビジネスを展開する企業にも影響を及ぼすものと考えられます。

<EY税理士法人>

1. はじめに

2018年1月18日、台湾立法院は2017年9月1日付で公布された改正所得税法案を可決しました。なお、当該改正所得税法は、2018年1月1日に遡及して施行されることとなります。主な改正項目として、法人所得税率および配当源泉税率の変更等が挙げられます。

本ニュースレターでは、改正所得税法に含まれる税制の変更点を確認しつつ、特に法人所得税率等の変更が与える日本企業への影響について解説します。なお、本ニュースレターは2018年2月22日時点の情報に基づき記載するものである点、予めご了承ください。

2. 税制改正のサマリー

法人所得税率等に関する主な税制改正の内容は下表の通りです。

項目	概要
法人所得税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税率を17%から20%に引き上げ 経過措置により、課税所得500,000台湾ドル未満の法人については、2018年は18%、2019年は19%、2020年以降は20%の税率が適用される
未分配利益税の税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 未分配利益税の税率を10%から5%に引き下げ
配当に係る源泉所得税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 配当に係る源泉所得税率を20%から21%に引き上げ 2019年1月1日より、過年度に課税された未分配利益税の源泉所得税からの控除を廃止(2018年までは税額控除可) 日台租税協定(制限税率10%)の適用がある場合、台湾国内法の税率引き上げの影響は受けないが、未分配利益税控除の廃止は影響を受ける

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

3. 法人所得税率等の新旧比較

法人所得税率等の過去からの推移は下表の通りです。

	2015年税制改正前	2015年税制改正後	2018年税制改正後
法人所得税率	25%から17%まで逡減	同左	20%
未分配利益に対する税率	10%	同左	5%
未分配利益税の源泉所得税からの相殺	源泉所得税から控除可 (課税済配当額の10%を 限度)	控除限度額を 従来の50%に制限	源泉所得税から控除不可 (2019年以降)

4. 未分配利益税と配当に係る源泉所得税の関係

2015年の税制改正以前から今回の税制改正までの、企業の税負担のシミュレーションは以下の通りです。なお、このシミュレーションはあくまでも簡便的な計算であり、実際の法人税および未分配利益税の計算には各種の調整が入る点にご留意ください。

<前提条件>

- 台湾企業は日本企業の100%子会社である
- 台湾企業は1年以内に配当を行わない(税引後純利益に対し、未分配利益税が課される)(注1)
- 未分配利益税の課税後、台湾企業は日本企業に処分可能利益の全額を配当する

	2015年 税制改正前	2015年 税制改正後	2017年 日台租税協定 発効後	2018年税制改正後	
				2017年度利益を 2019年以降に配当	2018年度利益を 2020年以降に配当
(例)			2016年度利益を 2018年中に配当	2017年度利益を 2019年以降に配当	2018年度利益を 2020年以降に配当
税引前純利益(a)	100.00	100.00	100.00	100.0	100.00
法人所得税(b = a × 税率)	(17.00)	(17.00)	(17.00)	(17.00)	(20.00)
税引後純利益(c = a - b)	83.00	83.00	83.00	83.00	80.00
未分配利益税(d = c × 税率)	(8.30)	(8.30)	(8.30)	(8.30)	(4.00)
配当(e = c - d)	74.70	74.70	74.70	74.70	76.00
配当源泉税(f = e × 税率)	(7.47)(注2)	(11.21)(注3)	(3.74)(注4)	(7.47)(注5)	(7.60)(注5)
税負担額(g = b + d + f)	(32.77)	(36.51)	(29.04)	(32.77)	(31.60)

注1: 1年以内に配当を行う場合は、税引後純利益に対する未分配利益税は発生せず

注2: 配当 × 20% (配当源泉税率) - 配当 × 10% (限度) 注4: 配当 × 10% (配当源泉税率) - 配当 × 5% (限度)

注3: 配当 × 20% (配当源泉税率) - 配当 × 5% (限度) 注5: 配当 × 10% (配当源泉税率)

5. 日本企業への影響

未分配利益税率が5% (10%から5%)引き下げられた一方で、源泉所得税からの未分配利益税の控除が廃止されたことから、今後は未分配利益税は取戻し不能な税負担となります。そのため、今後は未分配利益税の課税を避けるようなプランニング(配当政策の見直し等)が重要になると考えられます。

なお、源泉所得税からの未分配利益税控除は2019年1月1日以降の配当から廃止されるため、2018年以前に課税された未分配利益税は、2018年中の配当に係る源泉所得税からは一部控除が可能です。

従来は、台湾子会社の租税負担割合は20%を下回ることが多く、タックスヘイブン対策税制上の特定外国子会社等(平成29年税制改正前)として法人税申告に対応してきた日系企業も多いと思います。今回の税制改正により、台湾子会社の租税負担割合は20%以上となることが予想され、タックスヘイブン対策税制の合算課税を回避できる可能性が高まったと言えます。

6. おわりに

今回の税制改正により、日本企業にとっては、特に配当政策の見直しが重要になると考えられます。台湾子会社から配当を受領する際は、事前にシミュレーションを行った上で、その金額およびタイミングについて検討を行う必要があると考えられます。

Ernst & Young(EY)について

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。